

職場長・評議員のみなさんへ：職場回覧をお願いします。可能ならば、増し刷りして組合員に配布してください。詳細を記述した県教組新聞人事委員会勧告特集号は、来週支部に発送します。

発行

長野県教職員組合  
長野市旭町 1098



人事委員会勧告FAX速報

2019-71 2019.10.15  
HPにも掲載

## 6年連続プラス勧告（若年層の月例給） 一時金は改定なし

10月15日、県人事委員会勧告が出されました。概要は以下の囲みのとおりです。

### ◇若年層の月例給は平均 294 円(0.08%)の改善

民間給与との差 294 円【基本給…289 円・はね返り分(基本給改定に伴う諸手当アップ分)…5 円】は初任給・若年層(30歳台半ばまでの職員)月例給を改善

○平均改定率 0.1% ○初任給 1,400 円(大卒程度)1,900 円(高卒程度) 引上げ

### ◇一時金(ボーナス)について改定なし

民間賞与との較差は△0.02 月とおおむね均衡しているため

### ◇住居手当

支給対象となる家賃額の下限を引上げ 10,500 円→12,000 円

住居手当の減額は最高 1,500 円(国は 2,000 円)のため、経過措置なし

手当額の上限 700 円引上げ 27,000 円→27,700 円



## 人事管理に関する課題では

◇不妊治療と仕事の両立も重要な課題であり、民間の状況や他の都道府県の状況等を注視し、不妊治療を受けやすい制度の導入をしていくことも必要

◇会計年度任用職員制度への円滑な移行に向けて、十分な準備を進め、多様な人材が活躍できる職場づくりに取り組んでいくことが必要

◆55歳を超える職員の昇給抑制についても、引き続き検討していくことが必要

○今年も、危惧された国基準の給料表への引き下げを押しとどめ、若年層の月例給は改善勧告させることができました。しかし、給与制度の総合的見直しによる影響の大きい中高年齢層職員への配慮がされていないこと、住居手当については、減額される職員もいることは大いに不満の残るところです。

○勧告を踏まえて賃金・労働条件が確定するのは交渉であり、大変重要です。参加する仲間を職場から応援しましょう。

地公労確定交渉 第一波 10月18日(金) 第二波 11月1日(金)

県教組独自確定交渉 11月14日(木)

交渉の成果は未組合員の方にも及びます。積極的に組織拡大をすすめましょう。

県人事委員会勧告の詳細は県のホームページの「県からのお知らせ 発表資料」にあります